

○羽生市スポーツ推進委員に関する規則

昭和37年2月23日

教育委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関しその分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のためのスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体、その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、35名以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再委嘱されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、及び協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又は、その職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

2 羽生市社会体育委員設置規則（昭和31年教育委員会規則第1号）は廃止する。

附 則（昭和57年4月1日教委規則第1号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月17日教委規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日教委規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日教委規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月17日教委規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月16日教委規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。